

分類記号	A 3 - 1 - 2 - 6	
保存期間	常(0)年	年 月 日まで

備二第548号
総第220号
務第392号
生総第226号
地第337号
刑総第181号
交企第593号
備総第220号
令和7年4月30日

各所属長 殿

岐阜県警察本部長

岐阜県警察災害派遣隊の編成、運用等について（通達）

「岐阜県警察災害派遣隊設置要綱」（平成25年1月18日付け備二第72号ほか。以下「要綱」という。）に定める岐阜県警察災害派遣隊の即応部隊及び一般部隊の各隊の編成、運用等については、これまで「岐阜県警察災害派遣隊の編成、運用等について」（平成25年1月18日付け備二第73号ほか。以下「旧通達」という。）により定めているところ、この度、要綱の一部を改正したことに伴い、各隊の編成、運用等については、下記のとおりとするので、事務処理上、誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は廃止する。

記

第1 定義

この通達において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1 大規模災害

自然現象、事故等により生ずる大規模な被害をいう。

2 大規模災害発生時

大規模災害が発生し、又は大規模災害が正に発生しようとしている場合をいう。

3 被災地等

被災地又は被災が予想される地域をいう。

4 被災地警察

被災地等を管轄する都道府県警察をいう。

第2 即応部隊の編成、運用等

即応部隊は、広域緊急援助隊（警備部隊、交通部隊及び刑事部隊）、広域警察航空隊及び緊急災害警備隊から構成されるところ、各隊の編成、運用等については次のとおりとする。

1 隊員の指定

警察本部長（以下「本部長」という。）は、次のとおり即応部隊の各隊の隊員を指定するものとする。その際、各級指揮官となる幹部隊員については、人格識見に優れ、指揮能力の優れた者を充てるものとする。

また、各隊員について、持病の有無等が被災地等での活動において健康リスクに影響を及ぼすおそれがあることに十分配慮するものとする。

なお、隊員の指定は、岐阜県警察災害派遣隊隊員名簿（別記様式）により行い、当該名簿をもって、関係所属長等に通知するものとする。

(1) 広域緊急援助隊

ア 警備部隊

警備部機動隊（以下「機動隊」という。）又は管区機動隊の隊員の中から、別表第1に定める基準に従い、広域緊急援助隊（警備部隊）の隊員を指定するものとする。

イ 交通部隊

原則として、地域部機動警察センター交通機動隊又は交通部高速道路交通警察隊の隊員の中から、別表第1に定める基準に従い、広域緊急援助隊（交通部隊）の隊員を指定するものとする。

ウ 刑事部隊

検視官等の死体取扱業務についての必要な知識及び技能を有する警察官並びに被害者支援に関する知識及び経験を有する警察官又は警察職員（以下「警察官等」という。）の中から、別表第1に定める基準に従い、広域緊急援助隊（刑事部隊）の隊員を指定するものとする。

(2) 広域警察航空隊

警察航空隊員、機動隊員及び機動隊予備隊員（「危機管理態勢の確立に向けた警備部隊予備体制の構築について」（平成21年3月12日付け備二第271号）により指定された機動隊の予備隊員をいう。）の中から、広域警察航空隊の隊員を指定するものとする。

(3) 緊急災害警備隊

管区機動隊員のうち、別表第1に定める基準に従い、広域緊急援助隊

(警備部隊)の隊員として指定された者以外の隊員を緊急災害警備隊の隊員として指定するものとする。

2 編成

本部長は、次のとおり即応部隊の各隊を編成するものとし、各隊の編成に必要な調整を行う岐阜県警察本部（以下「警察本部」という。）の主管課は別表第2のとおりとする。

(1) 広域緊急援助隊

1 (1)により指定した者をもって、広域緊急援助隊の警備部隊、交通部隊及び刑事部隊を編成するものとする。

(2) 広域警察航空隊

ア 1 (2)により指定した者の中から所要の要員をもって広域警察航空隊を編成するものとする。

イ 広域警察航空隊の編成に当たっては、派遣の長期化及び航空機の不具合発生に伴う現地整備を考慮し、警察用航空機一機につき操縦士2人及び整備士2人以上の派遣並びに捜索救助等に従事する特務要員の帯同に努めるものとする。

(3) 緊急災害警備隊

1 (3)により指定した管区機動隊の隊員の中から、緊急災害警備隊を編成するものとする。

3 活動

(1) 広域緊急援助隊

広域緊急援助隊の各部隊の小隊ごとに次の活動を行う班を置くものとする。

なお、派遣された部隊の指揮官が、被災地等の状況を踏まえ、指揮下にある部隊員の任務を組替え運用しても差し支えないものとする。

ア 警備部隊

(ア) 先行情報班

部隊幹部を含めた先行情報班を編成する際は、救出救助班等に先行し、被災状況、道路状況等に係る情報その他の広域緊急援助隊の部隊活動に必要な情報の収集及び報告に当たるとともに、合同調整所等において関係機関と調整を行う。

(イ) 救出救助班

被災者の救出救助、避難誘導等に当たる。

(ウ) 隊本部班

食料・飲料水等の調達、管理及び配布、広報、被災地警察との連絡調整、その他の当該小隊の災害警備活動全般に係る活動の支援に

当たる。

イ 交通部隊

(ア) 先行情報班

交通対策班等に先行し、緊急交通路として確保すべき道路及び被災地等において活動を行うための道路（以下「緊急交通路等」という。）の被災状況等の情報収集及び報告に当たる。

(イ) 交通対策班

緊急交通路等の応急対策、交通規制とその担保措置及び緊急通行車両の先導等に当たる。

(ウ) 管理班

食料・飲料水等の調達、管理及び配布、最新の交通情報の収集、広報、被災地警察との連絡調整、その他当該小隊の災害交通対策活動全般に係る活動の支援に当たる。

ウ 刑事部隊

(ア) 死体取扱班

被災地における検視、死体調査等に当たる。

(イ) 遺族対応班

被災者の心情に配慮した上で、遺体安置所における遺族等への遺体の引渡しに当たるとともに、警備本部及び一般部隊の被災者支援部隊等と連携した上、遺族等への安否情報の提供に当たる。

(2) 広域警察航空隊

被災地等における目視による被災実態の把握、ヘリコプターテレビシステム及び実況アナウンスによる画像・音声伝送、地域部通信指令課等に対する情報伝達、救出救助に当たる部隊の輸送、被災者等の捜索救助、救援物資の輸送等の業務に従事するとともに、救援活動に対する効果的な支援に当たる。

また、広域警察航空隊の拠点における特派機の受入調整、警察用航空機の運航統制・調整及び各機の活動状況の集約等の業務支援に当たる。

(3) 緊急災害警備隊

大規模災害発生時の直後において被災地等に派遣され、被災地等における被災者の救出救助、行方不明者等の捜索、避難所、遺体安置所等の警戒警備その他の警備警察活動及び被災地警察の長が特に指示する活動に当たる。

4 派遣期間

即応部隊の各隊の被災地等における一回の派遣期間（移動日は除く。）は次のとおりとする。ただし、被災地等の状況により、派遣期間が延長さ

れることもある。

(1) 広域緊急援助隊

ア 警備部隊

発災初期はおおむね3日間を、それ以降はおおむね1週間をめどとする。

イ 交通部隊及び刑事部隊

おおむね1週間をめどとする。

(2) 広域警察航空隊

発災初期はおおむね3日間を、それ以降はおおむね1週間をめどとする。

(3) 緊急災害警備隊

数日間をめどとする。

5 自活の原則

即応部隊は、食料・飲料水等の補給等について、原則として被災地警察の支援を受けることなく、自らが行うものとする。

広域緊急援助隊（警備部隊）及び緊急災害警備隊は現地指揮所及び宿泊所の設営、広域緊急援助隊（交通部隊）については宿泊所の設営についても自ら行うものとする。

広域警察航空隊については、派遣人員、活動、装備及び航空機の搭載能力を考慮しつつ、機体カバー等野外係留資機材を携行し、自活に努めるものとする。

6 活動上の留意事項

(1) 各隊共通事項

ア 早期派遣の準備

各部隊の主管課は、大規模災害発生時において直ちに中部管区警察局を通じて被災状況等に係る情報の収集に当たり、被災地等の状況を踏まえ、所要の救出救助用装備資機材、交通対策資機材、死体取扱関連資機材、機体カバー、野外係留具等の警察航空機の資機材及び自活のための装備資機材等を取りそろえるなど派遣の準備を進めるとともに、当該派遣に関して中部管区警察局に必要な連絡を行うものとする。

特に、被災地警察が隣接する場合は、被災地警察に派遣される部隊に対する活動拠点や装備資機材の提供等についても配慮するものとする。

イ 受傷事故の防止

活動を行う際に、二次災害の発生も危惧されることから、装備資機材を最大限に活用するとともに、隊員相互の連携を強化するなどして

受傷事故防止の徹底を図るものとする。

ウ 各隊間の緊密な連携

即応部隊の各隊は、他の即応部隊の各隊間における連絡体制の確保に努めるなど、緊密な連携を図るものとする。

エ 広報体制の確保

各隊の広報責任者は、原則として警部以上の階級にある者とし、取材対応等を含む広報の指揮を行うものとする。

また、より効果的な広報対応等を実施するため、必要に応じ即応部隊への広報班及び広報隊の帯同についても配慮するものとする。

なお、広報班及び広報隊は、「警備本部等の構成、警備部隊の編成等に関する基準」（令和4年3月15日付け備二第254号ほか）に基づき編成した部隊をいう。

オ 健康管理対策

惨事ストレス、食中毒、熱中症、感染症等の活動中に生じ得る心身の健康問題を念頭に置き、部隊派遣を担当する主管課と警務部厚生課が緊密に連携し、健康状態等を踏まえた隊員の選定、派遣前の事前教養、派遣中における声掛け等を通じた体調確認、適切な休憩時間の確保、派遣後の隊員の心身のケア等、隊員の健康管理に十分に配慮するものとする。

(2) その他の個別事項

ア 救出救助活動

救出救助活動に当たっては、被災者等の心情に配慮するとともに、装備資機材を最大限に活用し、被災者の早期発見及び迅速かつ安全な救出救助に努めるものとする。

イ 航空安全の確保

(ア) 被災地警察への広域飛行に当たっては、航空機の性能、経路間の地形及び気象特性等を総合的に判断し適切な燃料管理を行うものとする。

(イ) 現地活動に当たっては、被災地警察等の警察航空隊との緊密な連携の下、航空関係法令その他の法令の厳正な遵守、飛行に関する基本的事項の徹底並びに地上部隊との連携強化等により、航空安全を確保するものとする。

ウ 警察車両整備センター職員の帯同

広域緊急援助隊の警備部隊及び交通部隊並びに緊急災害警備隊の派遣に当たっては、必要に応じて総務室装備施設課警察車両整備センター職員を帯同するものとする。

7 平素の措置

(1) 有事即応体制の保持

大規模災害発生時に際して迅速に広域緊急援助隊、広域警察航空隊及び緊急災害警備隊を派遣できるよう、緊急招集連絡網を常に整備するとともに、広域緊急援助隊隊員の事故等による欠員の補充要員をあらかじめ指定しておくものとする。

(2) 隣接・近接県警察との協議

通信が途絶した場合等最悪の事態、地理的条件等を考慮し、管轄区域が隣接し、又は近接する県警察と、即応部隊の派遣、装備資機材の提供等が迅速に行えるよう連携強化に向けた協議を実施しておくものとする。

(3) 自治体等との連携

大規模災害発生時において、情報収集や広報活動を円滑に実施するため、県、市町村等との間で連絡窓口を設定しておくなど、平素から連携構築に向けた取組を推進するものとする。

(4) 教養訓練の徹底

即応部隊の隊員及び欠員の補充要員に対し、専門的かつ実戦的な教養・訓練を計画的に実施し、隊員の士気及び練度の向上に努めるものとする。

また、関係機関との合同訓練等を実施し、平素から緊密な連携を図ること。

(5) 装備資機材の整備

即応部隊の装備資機材を常に良好な状態に管理しておくとともに、いかなる災害の発生に際しても、派遣される即応部隊が当該災害への対応に要する装備資機材を伴って迅速に被災地に赴くことができるよう、災害の態様に応じて必要となる装備資機材の整備・備蓄に努めるものとする。

第3 一般部隊の編成、運用等

一般部隊は、特別警備部隊、特別犯罪抑止部隊、被災者支援部隊、特別自動車警ら部隊、特別機動捜査部隊、身元確認支援部隊及び特別交通部隊から構成されること、一般部隊の各隊の編成、運用等については次のとおりとする。

1 隊員の指定

本部長は、次のとおり一般部隊の各隊の隊員を指定するものとする。その際、各級指揮官となる幹部隊員については、人格識見に優れ、指揮能力の優れた者を充てるものとする。

また、各隊員について、持病の有無等が被災地等での活動において健康リスクに影響を及ぼすおそれがあることに十分配慮するものとする。

なお、特別交通部隊については、隊員の事故等による欠員の補充要員をあらかじめ指定するものとする。

(1) 特別警備部隊

部隊の派遣に際し、機動隊、管区機動隊及び方面別機動隊の中から特別警備部隊の隊員を指定するものとする。

(2) 特別犯罪抑止部隊

生活安全部門及び刑事部門を中心とした警察官であって、防犯カメラの設置等に必要な知識及び技能を有する者の中から、別表第1に定める基準に従い、特別犯罪抑止部隊の隊員を指定するものとする。

(3) 被災者支援部隊

生活安全部門及び総務・警務部門を中心とした警察官等の中から、別表第1に定める基準に従い、被災者支援部隊の隊員を指定するものとする。ただし、行方不明者等相談情報の収集及び整理については、生活安全部門の警察官等の中から被災者支援部隊の隊員を指定するものとする。

(4) 特別自動車警ら部隊

部隊の派遣に際し、地域部門を中心とした警察官の中から、別表第1に定める基準に従い特別自動車警ら部隊の隊員を指定するものとする。

(5) 特別機動捜査部隊

刑事部門及び地域部機動警察センターを中心とした警察官の中から、別表第1に定める基準に従い、特別機動捜査部隊の隊員を指定するものとする。

(6) 身元確認支援部隊

本活動が行方不明者の死亡を前提とするものであること、及びDNA型検査資料等を取り扱うことを踏まえて、部隊の派遣に際し、鑑識専務員を含めた刑事部門を中心とした警察官等の中から、身元確認支援部隊の隊員を指定するものとする。

(7) 特別交通部隊

交通部門及び地域部機動警察センターを中心とした警察官の中から、別表第1に定める基準に従い、特別交通部隊の隊員を指定するものとする。

2 編成

本部長は次のとおり一般部隊の各隊を編成するものとし、各隊の編成に必要な調整を行う警察本部の主管課は別表第2のとおりとする。

(1) 特別警備部隊

大規模災害発生時の状況に応じて警察庁が示す基準に従い、1 (1) で指定した者をもって特別警備部隊を編成するものとする。

(2) 特別犯罪抑止部隊

別表第1に定める基準に従い、1 (2) で指定した者をもって、特別犯罪抑止部隊を編成するものとする。

特別犯罪抑止部隊の基本構成は、防犯カメラの設置等のために使用する車両1台につき隊員2人として編成するものとする。

(3) 被災者支援部隊

別表第1に定める基準に従い、1 (3) で指定した者をもって被災者支援部隊を編成するものとする。

また、相談対応及び防犯指導に従事する職員の基本構成は、避難所、仮設住宅その他の被災者が生活する施設（以下「避難所等」という。）の訪問のために使用する車両1台につき隊員2人以上として編成するものとする。

(4) 特別自動車警ら部隊

別表第1に定める基準に従い、1 (4) で指定した者をもって特別自動車警ら部隊を編成するものとする。

また、特別自動車警ら部隊の基本構成は、警ら用無線自動車1台に隊員2人とする。

なお、必要に応じて、部隊の連絡調整等を担当とする特務班を含めて編成するものとし、指揮官及び隊員を指定するものとする。

(5) 特別機動捜査部隊

別表第1に定める基準に従い、1 (5) により指定した者をもって特別機動捜査部隊を編成し、被災地等への派遣に際しては、所要の車両及び装備資機材を帯同させるものとする。

また、特別機動捜査部隊は、被災地警察の機動捜査隊長又は警察署長の指揮の下、交替制勤務に従事するものとする（被災地等の状況を踏まえて、勤務形態を変更することを妨げるものではない。）。

(6) 身元確認支援部隊

大規模災害発生時の状況に応じて警察庁が示す基準に従い、1 (6) により指定した者をもって身元確認支援部隊（1隊6人）を編成するものとする。

なお、部隊数については、広域緊急援助隊（刑事部隊）の部隊数に準じるものとする。

(7) 特別交通部隊

別表第1に定める基準に従い、1(7)により指定した者をもって特別交通部隊を編成するものとする。

特別交通部隊は、県警察の保有する車両を使用するものとする。

特別交通部隊の帯同する車両については、中部管区警察局を通じて、被災地における活動内容等を事前に確認し、当該活動に応じた選定をするものとする。

3 活動

(1) 特別警備部隊

即応部隊に引き続き被災地等に派遣され、被災地等における行方不明者等の捜索、避難所、遺体安置所等の警戒警備及び他の一般部隊の役割とされていない活動並びに被災地警察の長が特に指示する活動を行う。

(2) 特別犯罪抑止部隊

被災地における犯罪抑止を目的とした防犯カメラの設置等に係る活動を行う。

(3) 被災者支援部隊

避難所等を訪問しての相談対応及び防犯指導（以下「相談対応等」という。）を行うほか、行方不明者等相談情報の収集・整理を行う。

(4) 特別自動車警ら部隊

被災地等において、警ら用無線自動車による警戒、警ら等の活動を行う。

(5) 特別機動捜査部隊

被災地等において、捜査車両を用いたよう撃捜査、初動捜査等各種捜査活動を行う。

(6) 身元確認支援部隊

遺体の身元確認に資するため、行方不明者の家族等から行方不明者に関する情報を詳細に聴取し、行方不明者本人に直接関係する指掌紋、DNA型、歯牙等に係る資料の収集や、親子鑑定的手法に活用するための血縁関係者からの資料の採取を行う。

(7) 特別交通部隊

被災地における信号機の滅灯に伴う交通整理その他の交通警察に係る活動を行う。

4 派遣期間

一般部隊の各隊の被災地等における一回の派遣期間は次のとおりとする。ただし、被災地等の状況により、派遣期間が延長されることもある。

(1) 特別警備部隊、特別犯罪抑止部隊、被災者支援部隊及び特別自動車警ら部隊

おおむね 10 日間をめどとする。

(2) 特別機動捜査部隊

おおむね 8 日間(2 交替制勤務の場合、各班 3 当務)をめどとする。

(3) 身元確認支援部隊

被害の状況を踏まえて必要な期間とする。

(4) 特別交通部隊

おおむね 2 週間をめどとする。

5 活動上の留意事項

(1) 各隊共通事項

ア 早期派遣の準備

各部隊の主管課は、大規模災害発生時において直ちに中部管区警察局を通じて被災地等の被害状況及び犯罪発生状況に係る情報の収集に当たり、被災地等の状況を踏まえ、所要の資機材等を取りそろえるなど部隊派遣の準備を進めるとともに、当該派遣に関して中部管区警察局に必要な連絡を行うものとする。

特に、被災地警察が隣接する場合は、被災地警察に派遣される部隊に対する活動拠点や装備資機材の提供等についても配慮するものとする。

イ 受傷事故等の防止

活動を行う際に、二次災害の発生のほか、交通事故・受傷事故も危惧されることから、装備資機材を最大限に活用するとともに、隊員相互の連携を強化するなどして、事故の防止の徹底を図るものとする。

ウ 各隊間の緊密な連携

一般部隊の各隊は、他の一般部隊の各隊との間における連絡体制の確保に努めるなど、緊密な連携を図るものとする。

エ 広報体制の確保

各隊の広報責任者は、原則として警部以上の階級にある者とし、取材対応等を含む広報の指揮を行うものとする。

オ 健康管理対策

惨事ストレス、食中毒、熱中症、感染症等の活動中に生じ得る心身の健康問題を念頭に置き、部隊派遣を担当する主管課と警務部厚生課が緊密に連携し、健康状態等を踏まえた隊員の選定、派遣前の事前教養、派遣中における声掛け等を通じた体調確認、適切な休憩時間の確保、派遣後の隊員の心身のケア等、隊員の健康管理に十分に配慮するものとする。

(2) その他の個別事項

ア 防犯カメラの効果的な設置

防犯カメラは、被災地における犯罪の発生状況、現場のニーズ、防犯上の効果等を考慮した上、設置の可否を判断すること。

設置場所の選定に当たっては、上記の諸事情を考慮の上、避難所のほか、避難により住民の多くが不在となる地域の街頭、被災地域の目抜き通り、商店街等を対象に選定すること。

イ 相談対応等の推進

(ア) 相談対応等を実施するためには、避難所等の数、位置及び規模の情報を把握する必要があることから、当該情報の把握にあつては、県、市町村等と緊密な連携を図るものとする。

(イ) 相談対応等の実施に当たっては、被災者の心情に配慮した親身な相談対応の実施に留意し、被災者の安心感の醸成に努めるものとする。

ウ 犯罪抑止活動の推進

特別自動車警ら部隊は、被災地等の状況を踏まえて、警ら用無線自動車の機動力及び制服による警戒力を最大限に活用して、警戒・警ら活動を強化し、違法行為の発生の抑止に努めるものとする。

エ 積極的な検挙活動

特別機動捜査部隊は、被災地警察の取締機能を回復・維持するため被災地警察の機動捜査隊及び活動地域を管轄する警察署等と緊密に連携し、積極的な検挙活動を推進するものとする。

オ 適切な身元確認支援活動

(ア) 被災地等に派遣された身元確認支援部隊は、被災地警察における警察本部鑑識担当課長の指揮の下、活動を行うものとする。

(イ) 身元確認支援部隊は、行方不明者の家族等に対し、その心情に配慮した上で、同部隊の活動の趣旨・必要性について十分な説明を行い、理解と協力の確保に努めるものとする。

(ウ) 聴取内容の誤記載や、提供を受けた行方不明者本人に直接関係する資料及び血縁関係者から採取した資料の取り違え・紛失は、身元の誤確認や、身元確認が不可能となるなどの重大な問題を惹起することに直結することから、その保管・管理について万全を期すものとする。

カ 警察車両整備センター職員の帯同

特別警備部隊の派遣に当たっては、必要に応じて総務室装備施設課警察車両整備センター職員を帯同させるものとする。

6 平素の措置

(1) 自治体等との連携

大規模災害発生時において、情報収集や広報活動を円滑に実施するため、県、市町村等との間で連絡窓口を設定しておくなど、平素から連携構築に向けた取組を推進するものとする。

(2) 教養訓練の徹底

一般部隊の隊員及び欠員の補充員並びにこれらの候補者に対し、通信機材の取扱い等、専門的かつ実戦的な教養・訓練を計画的に実施し、隊員間の融和、隊員の士気及び練度の向上に努めるものとする。

(3) 装備資機材の管理及び整備

いかなる災害の発生に際しても、一般部隊が当該災害への対応に必要な装備資機材を伴って迅速に被災地等に赴くことができるよう、車両等の装備資機材を常に良好な状態に管理しておくものとする。

また、部隊活動に必要な装備資機材の計画的な整備に努めるものとする。

第4 積極的な広報

各隊は、被災者の安心感等を醸成するため、被災地警察等と連携し当該部隊の活動内容等が十分に周知されるよう、被災者その他の関係者のプライバシーに配慮しつつ、現場や派遣前後における取材対応、報道機関を含む様々な媒体を通じた情報発信に向けた記録等の広報活動を積極的に行うものとする。

また、被災地等における交通状況については、被災地等の住民のみならず、被災地等への物流に欠かせない情報であることを念頭に、被災地警察等と連携し通行止めや迂回措置等の交通規制の実施状況、道路陥没等の危険箇所等の状況等が十分に周知されるよう、積極的な広報活動に努めるものとする。

第5 警察庁等との連携

1 支援対策室及び支援対策部隊との連携

県警察は、警察庁緊急災害警備本部に設置され、警察災害派遣隊の宿泊所手配等の受援業務、装備資機材、燃料その他物資の調達の調整等被災地警察に対する支援業務を担う支援対策室及び支援対策部隊と積極的に連携するものとする。

2 機動警察通信隊及び情報通信支援部隊との連携

(1) 機動警察通信隊との連携

即応部隊の各隊は、管区警察局情報通信部、府県情報通信部等に設置され、現場映像の伝送、臨時の無線中継所等の構築、各種通信機器の臨時設置等、被災地等における活動に必要な通信の確保に当たる機動警察通信隊と積極的に連携するものとする。

(2) 情報通信支援部隊との連携

一般部隊の各隊は、管区警察局情報通信部に設置され、現地調査、工事仕様書作成、工事契約、物品調達等、被災した警察通信施設の復旧その他の大規模災害への対応に伴い必要となる情報通信部業務の支援に当たる情報通信支援部隊と積極的に連携するものとする。

(3) 機動警察通信隊の帯同

広域緊急援助隊の警備部隊及び交通部隊並びに緊急災害警備隊の派遣に当たっては、必要に応じて中部管区警察局岐阜県情報通信部に機動警察通信隊の帯同を要請するものとする。

別表第 1

岐阜県警察災害派遣隊部隊別編成基準

【即応部隊】

部 隊 名	隊員数	備 考
広域緊急援助隊（警備部隊）	42人	1 大隊 1 中隊 2 小隊 6 分隊
広域緊急援助隊（交通部隊）	29人	1 中隊 1 小隊
広域緊急援助隊（刑事部隊）	24人	2 隊（死体取扱班20人、 遺族対応班 4 人）
緊急災害警備隊	85人	

【一般部隊】

部 隊 名	隊 員 数	備 考
特別犯罪抑止部隊	4 人	
被災者支援部隊	9 人	
特別自動車警ら部隊	二交替の場合 5 人 三交替の場合 7 人	
特別機動捜査部隊	二交替の場合 4 人 三交替の場合 6 人	
特別交通部隊	23人	

別表第 2

岐阜県警察災害派遣隊部隊別主管課

【即応部隊】

部 隊 名	主 管 課
広域緊急援助隊（警備部隊）	警備部警備第二課
広域緊急援助隊（交通部隊）	交通部交通指導課
広域緊急援助隊（刑事部隊）	刑事部捜査第一課
広域警察航空隊	警備部警備第二課
緊急災害警備隊	警備部警備第二課

【一般部隊】

部 隊 名	主 管 課
特別警備部隊	警備部警備第二課
特別犯罪抑止部隊	生活安全部生活安全総務課 刑事部分析戦略課
被災者支援部隊	生活安全部生活安全総務課
特別自動車警ら部隊	地域部地域課
特別機動捜査部隊	刑事部刑事総務課
身元確認支援部隊	刑事部鑑識課
特別交通部隊	交通部交通企画課

